

更新申請前後の契約権限の変更について

○令和6年度中に契約権限を変更する場合

(1) 更新申請提出前に契約権限を変更する場合

→ 契約権限の変更申請を提出してから、変更後の内容で更新申請をしてください。



令和6年9月17日～11月8日
(建設工事のみ申請する場合は11月22日まで)

令和7年4月1日～

更新申請提出前

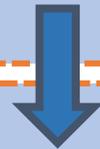
更新申請

令和7・8年度名簿開始

契約権限を
譲り渡す
事業所

契約権限の変更申請を提出
(様式による変更)

契約権限の変更はデータが反映されるまで時間がかかりますので、早めに申請を行ってください。



令和5・6年度名簿で
契約権限を譲り受ける事業所の
情報が登録される

契約権限の変更後の内容で
更新申請を提出

契約権限の変更後の内容で
更新申請を提出

更新申請前後の契約権限の変更について

○令和6年度中に契約権限を変更する場合

(2) 更新申請提出後に契約権限を変更する場合

→令和5・6年度名簿と令和7・8年度名簿でそれぞれ契約権限の変更申請を行ってください。

【注意】
譲受側事業所が名簿に登録されていない場合、契約権限の変更申請をすることにより、譲受側事業所のIDが令和5・6年度名簿と令和7・8年度名簿で変わります。
ICカードについてもそれぞれ用意する必要がありますので、ご注意ください。

令和6年9月17日～11月8日
(建設工事のみ申請する場合は11月22日まで)

令和7年4月1日～



契約権限を譲り渡す事業所

更新申請を提出

令和5・6年度名簿の契約権限の変更申請を提出
(様式による変更)

令和7・8年度名簿の契約権限の変更申請を提出
(様式による変更)

契約権限を譲り受ける事業所

更新申請を提出

↓
令和5・6年度名簿で契約権限を譲り受ける事業所の情報が登録される

↓
令和7・8年度名簿で契約権限を譲り受ける事業所の情報が登録される